ご加入者の皆様へ

必ずお読みください

制度改定のご案内

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2025年10月1日始期契約より、次のとおり補償内容等の制度改定を行います。なお、保険料等が変更となる場合がございますので、保険料等につきましては、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

[主な改定点]

変更する補償	改定項目	概　　要
長期休業補償 介護補償	付帯サービスの 一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■長期休業補償(団体長期障害所得補償) ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」 ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「捜索支援サービス」

このご案内は、2025年10月1日以降始期の改定概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。
ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

●この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、商工会会員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会が有します。「商工会の休業補償制度」は、本制度のペットネームです。

<ご注意>
現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

商工会名

お問い合わせ先
【取扱代理店/引受保険会社】

E14-85260(9)改定202507
2025年7月作成　25T-000463

商工会
会員の皆様へ

2025年10月1日
以降始期版

全国商工会経営者休業補償制度

商工会の休業補償制度

団体総合生活保険(所得補償・団体長期障害所得補償・介護補償)

一年休業補償

長期休業補償

介護補償

割引率 最大 36% OFF!

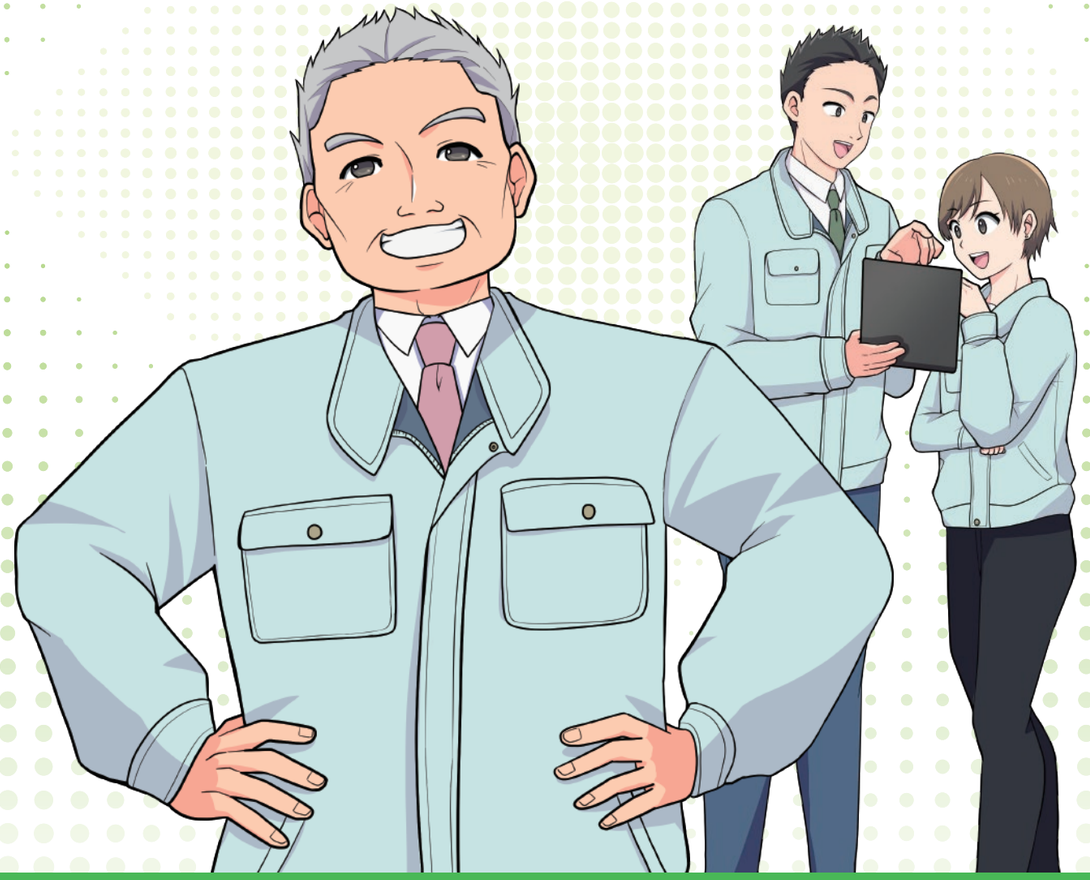

保険の対象となる方は、商工会会員および商工会会員事業者の役員・従業員等本人およびその本人のご家族に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。本人が団体の構成員でなくなった場合にはご加入いただけません。その際は、取扱代理店までご通知ください。詳細についてはP.8「ご加入内容に関する大切なお知らせ」をご確認ください。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は裏面「制度改定のご案内」のとおりとなりますので、本募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

全国商工会連合会

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の商工会の制度、だから安心。

一年休業補償

加入対象者
※詳細はP.16をご確認ください。

本人　配偶者

36%※OFF!

※ 団体割引:20% 損害率による割引:20%
損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1を超えた場合に、保険金をお支払いします。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

会社をお休みする原因が
ケガ・病気のいずれでも
補償の対象となります!

入院だけでなく
自宅療養も
補償*3

日本国内・国外で
業務中・業務外に
関係なく病気やケガによる
就業不能を補償!

- ケガによる就業不能
- 病気による就業不能
- 入院で就業不能
- 自宅療養で就業不能
- 旅先でケガをし、就業不能

ケガ・病気によりお仕事を休まれた場合に、**最長1年**にわたり補償いたします!

*3 治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合には、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に、所得補償保険金をお支払いします。
精神障害補償特約(ハ)	所定の精神障害により働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。*4

*4 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

■ お支払い例　一年休業補償

● **S1タイプに30口(月額30万円)に加入の従業員Aさん**
うつ病で働けなくなったら・・・

中小企業で働く従業員のAさん(55歳)は、うつ病で11か月半全く働けなかった。

お支払い額は・・・

一年休業補償
■ 免責期間・・・7日間(4/1～4/7)
■ 支払対象期間・・・4/8～3/7までの11か月と3/8～3/15までの8日間の合計

30万円 × **11**か月 + **30**万円 × **8**日 / **30**日 = **338**万円　お支払総額 **338**万円

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。
※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

特長

1. 病気・ケガ・所定のメンタルヘルス疾患によって働けなくなった場合の収入の減少を補償
2. 一年休業補償の補償月額は1口1万円単位で、収入に応じて設計可能

保険料

ペットネーム	一年休業補償(UNIT1)				
補償の種類(種目)	所得補償[本人型]				
てん補期間*1	1年間				
免責期間	7日間				
加入タイプ	S1				S2
職種タイプ(基本級別)	1級	2級	3級	4級	家事従事者
	1口＝補償月額(保険金額)1万円あたり				
満年齢*2(2025年10月1日時点)	月払保険料(円)				
15～19歳	40	50	60	70	30
20～24歳	60	70	90	100	40
25～29歳	70	80	100	120	50
30～34歳	90	100	120	150	60
35～39歳	110	130	150	180	70
40～44歳	140	160	190	230	90
45～49歳	170	190	220	270	110
50～54歳	190	220	260	320	120
55～59歳	200	230	270	340	130
60～64歳	210	250	290	350	140

家事従事者の方もご加入OK!

保険料計算例

一年休業補償 39歳 男性 加入タイプS1(基本級別1級)(てん補期間1年・免責期間7日)

基本保険料 **110**円 × 加入口数 **30**口 ＝ 月払保険料 **3,300**円

(この他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。)

加入口数

一年休業補償　被保険者(保険の対象となる方)おひとりにつき、最低10口以上1口単位でお申し込みください。(家事従事者は18口限度)申込日直前12か月の平均月間所得額*3(年収の1/12)の範囲内かつ加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

精神障害補償特約(ハ)、天災危険補償特約が付帯されています。また、S2タイプには、家事従事者特約が付帯されています。なお、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります。)。
※一年休業補償の職種タイプ(基本級別)1～4級について詳細は、P.7「所得補償基本級別一覧」をご確認ください。
※上表にない年齢区分の方の一年休業補償保険料は、取扱代理店にお問い合わせください。
※更新に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または東京海上日動にご連絡のうえ、補償月額(保険金額)の見直しについてご相談ください。
※最大99口までの設定が可能です。100口以上の保険金額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。
*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
*2 一年休業補償の保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、団体契約の始期日時点の年齢が満15歳以上の方に限ります。
*3 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得の平均月額をいいます。所得とは、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

一年休業補償と長期休業補償をセットで加入するのがオススメです。

商工会の休業補償制度　一年休業補償・長期休業補償の補償イメージ図

免責期間 7日 ▶ **一年休業補償** ←― 1年間 ―→

免責期間 365日 ←― **長期休業補償**(G2・G4・G7タイプ) 60歳・65歳・70歳の誕生日まで ―→

※免責期間とは、保険金をお支払いしない期間をいいます。　※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

長期休業補償の補償詳細は、P.3～P.4でご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

長期休業補償

加入対象者
※詳細はP.16をご確認ください。
本人

20%※OFF!

※ 団体割引：20%

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1を超えた場合に **長期休業補償**なら最長3年または最長60歳・65歳・70歳の誕生日まで、**収入の減少を補償**します。

（認知症・メンタル疾患補償特約は、最長2年の補償となります。）

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

認知症・メンタル疾患補償特約	メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*2
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。
治療と仕事の両立支援特約	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により働けなくなり、早期に短時間勤務等で復職をした場合も、所定の要件を満たすときには保険金をお支払いします。*3

*2 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。
*3 所定の要件については、「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

もしも病気やケガで**働けなくなったら**…。収入ダウンは**大きなリスク**です。

一般的な収入減少のイメージ図

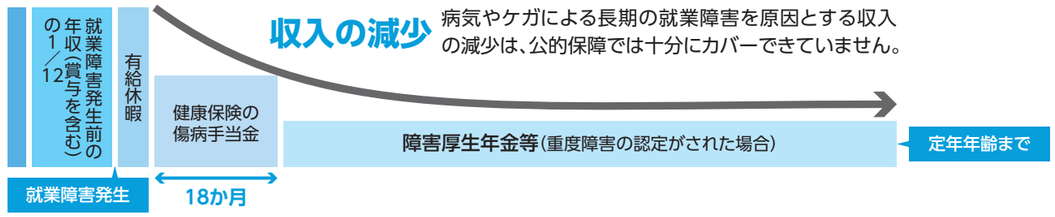

収入の減少 病気やケガによる長期の就業障害を原因とする収入の減少は、公的保障では十分にカバーできていません。

女性にもおすすめ ▶ 共働き世帯は年々増加しています。
性別関係なく、働けなくなった場合の収入の減少の補償が必要です。

特長

1. 休業補償期間は、最長3年、定年まで（最長60歳、65歳、70歳の誕生日）など、選択可能
2. 病気・ケガ・所定のメンタルヘルス疾患によって働けなくなった場合の収入の減少を補償
（認知症・メンタル疾患補償特約は最長2年補償）
3. 長期休業補償の補償月額は1口1万円単位で、収入に応じて設計可能

保険料

ペットネーム	長期休業補償（UNIT2）													
補償の種類（種目）	団体長期障害所得補償［本人型］													
てん補期間*1	3年		60歳満了（55歳～59歳は5年間）				65歳満了（60歳～64歳は5年間）				70歳満了（65歳～69歳は5年間）			
免責期間	90日		90日		365日		90日		365日		90日		365日	
性別・加入タイプ	男性（G5）	女性（G5）	男性（G1）	女性（G1）	男性（G2）	女性（G2）	男性（G6）	女性（G6）	男性（G7）	女性（G7）	男性（G3）	女性（G3）	男性（G4）	女性（G4）
	1口＝補償月額（支払基礎所得額）1万円あたり													
満年齢（2025年10月1日時点）	月払保険料（円）													
15～24歳	30	20	90	60	70	50	100	60	70	50	100	60	70	50
25～29歳	30	20	100	80	70	60	100	80	70	60	100	90	80	60
30～34歳	30	30	110	120	80	90	110	120	80	90	110	130	80	100
35～39歳	40	50	140	180	100	140	140	200	100	150	150	210	110	160
40～44歳	70	90	200	290	150	210	230	330	170	250	240	360	180	270
45～49歳	110	140	290	390	200	280	350	480	250	350	400	550	290	410
50～54歳	180	210	330	390	230	280	470	580	350	440	570	730	440	560
55～59歳	300	310	460	470	350	360	570	590	400	420	830	880	620	660
60～64歳	540	480	—	—	—	—	830	740	610	540	1,050	950	700	630
65～69歳（G5タイプは65～67歳）	840	660	—	—	—	—	—	—	—	—	1,290	1,030	930	740

保険料計算方法

基本保険料 円 × 加入口数 口 ＝ 月払保険料 円

記入例

長期休業補償 39歳 男性 加入タイプG1
（てん補期間60歳満了・免責期間90日）

基本保険料 **140**円 × 加入口数 **30**口 ＝ 月払保険料 **4,200**円

（この他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。）

加入口数

長期休業補償
申込日直前12か月の平均月間所得額*2（年収の1/12）の範囲内かつ加入限度口数以下で設定ください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※認知症・メンタル疾患補償特約（てん補期間*1：2年）、天災危険補償特約、治療と仕事の両立支援特約が付帯されています。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上満69歳以下（ただし、65歳満了型は満64歳以下、60歳満了型は満59歳以下、3年満了型は満67歳以下）の方に限ります。
※最大99口までの設定が可能です。100口以上の支払基礎所得額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。
※更新に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または東京海上日動にご連絡のうえ、補償月額(支払基礎所得額)の見直しについてご相談ください。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。また、歳満了型は「満了年齢の誕生日まで」がてん補期間となります。
*2 長期休業補償（無記名・売上高方式）にご加入の事業者に所属されている場合は、長期休業補償（無記名・売上高方式）と合算し、平均月間所得の範囲内で設定ください。平均月間所得額は、直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得の平均月額をいいます。所得とは、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

■ お支払い例

● G1タイプに30口（月額30万円）加入

中小企業で働く従業員が**うつ病で働けなくなったら・・・**

中小企業で働く従業員のBさん（55歳）は、うつ病で2年2か月全く働けなかった。

▼就業障害*1状態開始

免責期間90日 ▶ **長期休業補償（団体長期障害所得補償）**〈1年11か月（全く働けなかった期間）〉

1年11か月間 **月額30万円**

お支払い額は・・・

長期休業補償 ■免責期間・・・90日間 ■支払対象期間・・・1年11か月間

30万円×**1**年**11**か月＝**690**万円 お支払総額 **690**万円

*1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金と長期休業補償（GLTD）のお支払要件が異なることがあります。
※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

介護補償

加入対象者
※詳細はP.16をご確認ください。

本人　配偶者　本人・配偶者の両親

20%※OFF!

※ 団体割引：20%

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。

これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス（認知症介護電話相談等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「付帯サービス」をご参照ください。）

■ もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかるお金は…？

一時費用*1の合計　平均 **74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安（自費で購入した場合）
※いずれも自費で購入した場合の初期費用（目安）で、公的介護保険の対象になる場合があります。

車いす	階段昇降機	特殊寝台（介護ベッド）
■ 自走式…**5～21**万円　■ 電動式…**30～67**万円	■ いす式直線階段用…**52**万円～　※工事費別途	■ **16～61**万円　※機能により金額は異なる
手すり	**ポータブルトイレ**	**移動用リフト**
■ 廊下・階段・浴室用等…**2**万円～ ※サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）	■ 水洗式…**3～7**万円 ■ シャワー式…**13～19**万円	■ 据置式…**24～90**万円 ■ レール走行式…**56**万円～　※工事費別途

【出典】（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった**資金準備**があると**安心**です。

一時金は100万円、300万円、500万円の3つのタイプから選択

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態（要介護2用）*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に介護保険金を一時金でお支払いします。　*1 東京海上日動所定の要介護状態（要介護2用）については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

補償の型：独自基準追加型（要介護2）

「独自基準追加型」とは
国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。

ご参考：公的介護保険制度の特徴

特徴1	40歳以上の方のみが対象⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!
特徴2	40歳以上64歳以下の方は給付が限定的⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度について」をご確認ください。

保険料　●2025年10月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、団体契約の始期日時点の年齢が、満5歳以上満84歳以下の方に限ります。
下表にない年齢区分の方の保険料については取扱代理店にお問い合わせください。

ペットネーム	介護補償（UNIT3）		
補償の種類（種目）	介護補償[本人型]		
保険金額	**100**万円	**300**万円	**500**万円
加入タイプ	K1	K2	K3
満年齢（2025年10月1日時点）	月払保険料（円）		
40～44歳	**60**	**190**	**310**
45～49歳	**70**	**220**	**370**
50～54歳	**100**	**310**	**510**
55～59歳	**150**	**440**	**730**
60～64歳	**320**	**950**	**1,580**
65～69歳	**650**	**1,960**	**3,260**
70～74歳	**1,430**	**4,300**	**7,170**
75～79歳	**3,300**	**9,890**	**16,480**
80～84歳	**6,230**	**18,690**	**31,150**

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

付帯サービス　〈健康経営支援パッケージサービス〉

商工会の休業補償制度の各種補償へのご加入で、付帯サービスをご利用できます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。　※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト
お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。　自動セット　役員・従業員（被保険者）向け

受付時間*1　24時間365日
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

0120-708-110

■ 医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■ がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■ 緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■ 予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■ 転院・患者移送手配*2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト
お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。　自動セット　役員・従業員（被保険者）向け

受付時間（いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く）

■ 電話介護相談/各種サービス優待紹介
午前9時～午後5時　**0120-428-834**

■ 電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

■ インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
［ホームページアドレス］ www.kaigonw.ne.jp

■ 各種サービス優待紹介*2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート
法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。　自動セット　役員・従業員（被保険者）向け

受付時間（いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く）

■ 法律相談　午前10時～午後6時	■ 社会保険に関する相談　午前10時～午後6時
■ 税務相談　午後2時～午後4時	■ 暮らしの情報提供　午前10時～午後4時

0120-285-110

■ 法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
［ホームページアドレス］
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■ 社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■ 暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

【対象となる補償】**介護補償にご加入いただいた場合**

認知症アシスト
脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。　自動セット　役員・従業員（被保険者）向け

受付時間（いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く）

■ 「認知症の人と家族の会」紹介
午前9時～午後5時　**0120-775-677**

■ 脳の健康度チェック
午前9時～午後5時　**0120-002-531**

■ 認知症介護電話相談
午前9時～午後5時　**0120-801-276**

■ 脳の健康度チェック
パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 認知症介護電話相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

■ 脳機能向上トレーニング
（株）NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。
脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』
［ホームページアドレス］
https://tmnf-brain-training.jp

左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。

監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 「認知症の人と家族の会」の紹介
認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3
*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

【対象となる補償】**長期休業補償にご加入いただいた場合**

メンタルヘルスサポート　自動セット　事業者(加入者)向け

■ メンタルヘルスパンフレットのご提供

■ ストレスチェックサービス　全員加入*1のお客様

■ メンタルヘルスケアセミナーの実施

メンタルヘルス電話相談　役員・従業員(被保険者)向け

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

受付時間（午前9時～午後9時 日・祝日を除きます。）　0120-783-503

*1 事業者等の従業員等全員を被保険者とする契約

法律・税務・労務ホットライン　自動セット　事業者(加入者)向け

●法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

Web学習支援サービス　自動セット　事業者(加入者)向け

全員加入*1のお客様

●Web上で「メンタルヘルスケア」「ハラスメント」等の動画教材を視聴し、その後に確認テストを受けることができる学習コンテンツをご提供します。

●事業者様は、付与されたIDと従業員情報を紐づけることにより、保険の対象となる方一人一人の受講状況や成績情報を画面上からきめ細かく確認することができます。

メンタルヘルスサポート、Web学習支援サービスについては、
ご利用にあたっての条件があります。事前に東京海上日動の営業担当にお問い合わせください。

付帯サービス

ご注意ください(共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。
  また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

所得補償基本級別一覧

下表から該当の職業・職務名をご確認いただき、基本級別をご選択ください。
該当の職業・職務名がない場合や、ご不明点等がございましたら取扱代理店にお問い合わせください。

職業・職務名		基本級別
事務職	一般事務従事者（一般事務員、会計事務員）	1
	管理的職業従事者（会社役員、部長、課長） ※作業労働に従事する方は、その作業に該当する基本級別をご選択ください。	
営業職	商品販売従事者（飲食店、小売店、卸売店の店主および従業員で下記以外のもの）	1
	商品販売従事者（危険物、重量物を取り扱うもの）	2
	商品訪問販売員、呼売販売員、露店販売員	3
自動車運転者	貨物自動車運転者、乗用自動車運転者、左記以外の自動車運転者	3
運輸従事者	下記以外の運輸従事者	2
	船舶関係従事者、船内作業者、沿岸作業者（港湾運搬作業者を除く）、運送業	3
	航空機乗組員、航空機使用事業従事者・自家用航空機乗組員	（個別にご相談ください）
金属製造加工作業者	下記以外の金属材料製造作業者・金属加工作業者	3
	炉（ボイラー）火焚き作業従事者、架橋、瓦斯溜等大規模のものの組立工および高所（3階以上）作業者	4
建設作業者	室内装飾工、測量員、じゅうたん張工	1
	下記以外の建設作業者、土木作業者	3
	舗装作業員、コンクリートはつり工、れんが積工・タイル張工・屋根ふき工のうち高所（3階以上）作業者、高所（3階以上）・橋りょう等の大規模な作業に従事する大工、とび工	4

ご加入方法

法人加入・個人加入いずれもOK!　「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ず確認ください。

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

保険期間　**2025年10月1日午前0時～2026年10月1日午後4時**
※更新時の始期時刻は午後4時となります。

募集期間　**2025年7月22日～2025年9月30日**
※更新契約の募集手続締切は8月末日となります。

加入は毎月受付中!
お申し込み月の翌月1日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。

	保険期間	保険料初回振替日	保険料払込方法
10月加入	2025年10月1日午前0時～2026年10月1日午後4時まで	2025年12月29日(月)	毎月27日 団体からの口座振替*1*2
翌月以降加入	加入手続き日の翌月1日午前0時～2026年10月1日午後4時まで	保険始期月の翌々月27日*1	

*1 金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSショウコウカイ」「MBS」等と記帳されます。
*2 保険料のほかに制度維持費70円が加算されます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

1. 同一の指定口座（法人名の口座等）から、複数人数分を引き落とす場合

役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座（法人名の口座等）から、複数人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。同一の口座から保険料を引去する際、保険料引去口座を設定する加入者証券番号を代表証券番号といいます。制度維持費は「代表証券番号」単位で付加されます。

2. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は始期日の属する月の翌々月振替日（原則27日）までに払込みください。払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予※がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただくことがあります。
※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

3. 現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ①

保険の対象となる方は、商工会会員、商工会会員事業者の役員・従業員、商工会の職員本人およびそのご家族に限ります。対象となる方の範囲は補償ごとに異なりますので、詳細はP.16をご確認のうえお申し込みください。対象となる方が団体の構成員、またはご家族でなくなった場合には、取扱代理店までご通知ください。

4. 現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ②

手続締切日（8月末日）までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です。ただし、所得補償（一年休業補償）において被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、更新いただけない場合がございます。「更新しない」または、「加入内容変更」を希望される方はその旨を取扱代理店までご連絡ください。
手続締切日までに必要書類のご提出が必要となります。
なお、更新時には、割引率の変更の他、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入方法　告知方法

告知方法

一年休業補償　長期休業補償　の場合

▶健康状態に関する告知方法は
個別告知と
一括告知方式があります。

右記、要件を満たす場合は、代表者による一括告知で加入手続きが可能で事業者の制度導入時の手続はスムーズです。（一括告知とは、事業者の代表者が従業員の健康状態を一括して告知する方式です。）

一括告知の適用条件

①事業者等の従業員等全員を被保険者とすること*
②定期的に健康診断が行われており、事業者等が従業員等の健康状態を把握することができること
③ 一年休業補償　従業員が10名以上の事業者等であること
　長期休業補償　従業員が5名以上の事業者等であること

*健康状態告知書の内容や年齢により引受できない従業員は除く

介護補償　の場合

▶健康状態に関する告知方法は
個別告知と
ご家族まるごと告知方式があります。

[ご家族まるごと告知]
会員・会員事業者の役員、従業員等の方が、加入対象となるご家族をまとめて告知いただくことが可能です。

[加入対象者]

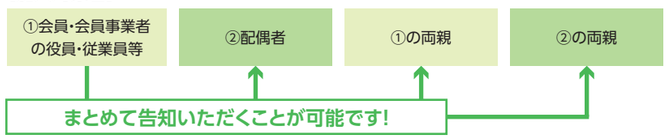

団体総合生活保険　補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険料表」をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。
【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。
*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。
この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。 *2「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます（「家事従事者特約」をセットされる場合は183,000円となります。）。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	• 保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能 • 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 • **無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 • 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 • 妊娠または出産による就業不能 • 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 • 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能（「精神障害補償特約（ハ）」がセットされるため、所定の精神障害についてはお支払いの対象になります。） • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 • この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 • 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払い対象となります。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1*2をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。
*2 保険の対象となる方が日常、家事（炊事・掃除・洗濯・育児等）に従事する方の場合は、病気やケガの治療のための入院（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院）により、家事に終日従事できない状態をいいます（「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。）。

更新前のご契約に事故があった場合に、ご契約を更新いただくことができない病気・症状の一覧

悪性新生物	●がん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む） ●上皮内がん（上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成を含む）
循環器系の病気・症状	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む） ●心臓病（狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む） ●動脈の疾患（動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む）
消化器系の病気・症状	●胃潰瘍　●十二指腸潰瘍　●肝炎（A型肝炎をのぞく）　●肝硬変　●慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく（気管支喘息）　●慢性気管支炎　●肺気腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	●腎不全　●腎硬化症　●慢性腎炎　●ネフローゼ
眼の病気・症状	●眼底出血　●網膜の病気
その他の病気・症状	●糖尿病（高血糖、糖尿病の合併症を含む）　●結核　●免疫不全症　●メニエール病 ●認知症（アルツハイマー病を含む）　●精神の病気（アルコール・薬物依存を含む） ●脳・神経の病気（アルコール・薬物依存を含む） ●膠原病（全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む） ●厚生労働省指定の難病（指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方）

団体長期障害所得補償（GLTD*1）定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。
【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。
*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。
この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率（100%） ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率＝1－（免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7 ／ 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額） ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	• 保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害 • 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 • **無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 • 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 • 妊娠または出産による就業障害 • 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 • 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」が、セットされるため、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 • 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 • この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等 *1「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間（2年）が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払い対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（就業障害の定義：A）。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）」がセットされています。
「治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）」では、免責期間中の「就業障害」について、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。
*1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
独自基準追加型（要介護2）

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。 歩行：壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。 寝返り：ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。 入浴その他の複雑な動作等：次のア．またはイ．のいずれかに該当する状態 ア．車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ．介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。 排せつ等日常生活上の一部の行為：次のア．からウ．のいずれにも該当する状態 ア．自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ．歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ．洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、（1）ボタンのかけはずし、（2）上衣の着脱、（3）ズボンまたはパンツ等の着脱、（4）靴下の着脱について、次のア．またはイ．のいずれかに該当する状態であること。 ア．2つ以上の行為についてできない状態 イ．できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、（1）から（21）までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 （1）ひどい物忘れがある。 （2）まわりのことに関心を示さないことがある。 （3）物を盗られた等と被害的になることがある。 （4）作話をし周囲に言いふらすことがある。 （5）実際にないものが見えたり、聞こえることがある。 （6）泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 （7）夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 （8）暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 （9）口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 （10）周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 （11）介護者の助言や介護に抵抗することがある。 （12）目的もなく動き回ることがある。 （13）自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 （14）外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 （15）1人で外に出たがり目を離せないことがある。 （16）いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 （17）火の始末や火元の管理ができないことがある。 （18）物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 （19）排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 （20）食べられないものを口に入れることがある。 （21）周囲が迷惑している性的行動がある。 （22）自力で内服薬を服用できない。 （23）金銭の管理ができない。 （24）自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 （25）現在の季節を理解できない。 （26）今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等 ＊1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ＊2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。 ＊3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

ご参考　公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。
これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ●要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）

＊1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

特定疾病　主に加齢に伴う疾病である16疾病が指定されています。

1. がん［がん末期］
※（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※40歳以上65歳未満の人については、介護や支援が必要になった原因が特定疾病に該当しない場合はサービスを利用できません。

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当（自立）		歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

マークのご説明　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み　契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定　契約概要

この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

（金融庁ホームページ）

［所得補償・団体長期障害所得補償］

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下（平均月間所得額*2の85%以下を目安）で設定してください*3（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。
＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*4×約定給付率とします。
＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
＊3 長期休業補償（無記名・売上高方式）にご加入の事業者に所属されている場合は、長期休業補償（無記名・売上高方式）と合算し、設定してください。
＊4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。
＊5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

4 保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

（2）保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について　注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
※所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。
＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

6 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務　注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］ ★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

項目名＼基本補償・特約	所得補償	団体長期障害所得補償	介護補償
生年月日	★	★	★
性別	－	★	－
職業・職務*1	☆	－	－
健康状態告知*2	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。
*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

［所得補償・団体長期障害所得補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）］

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*4、両親、配偶者*4の両親）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。
*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
　a. 婚姻意思*5を有すること
　b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*7。
●責任開始日*6から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*8（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
*6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

［通知事項］

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務［告知事項・通知事項一覧］」をご参照ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］

●すべての補償共通
　ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●所得補償、団体長期障害所得補償
　保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
　*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
　*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

［ご加入後の変更］

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

所得補償・団体長期障害所得補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

［保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合］

●所得補償
　就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
●上記以外の補償共通
　保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●団体契約の加入条件を満たすことが東京海上日動として確認できない場合には、次回以降の補償の更新をお断りさせていただく場合があります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合］

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

［更新後契約の補償内容を拡充する場合］

所得補償、団体長期障害所得補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

［保険金請求忘れのご確認］

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
　①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
　②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
　③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社またはは引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
　④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
　⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
　⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
　詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。東京海上日動は契約者である全国商工会連合会および商工会会員等に団体の構成員であるかの確認を行うことがあります。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意 個人情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
所得補償、 団体長期障害所得補償、 介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意 個人情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- 附加給付の支給額が確認できる書類
- 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- 保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- 保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
  1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
  2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
  3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、下記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社　保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

注意 個人情報

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ナビダイヤル **0570-022808** 通話料有料
IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
0120-720-110
受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

①保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□ 保険金をお支払いする主な場合　□ 保険金額*1、免責金額(自己負担額)　□ 保険期間　□ 保険料・保険料払込方法　□ 保険の対象となる方
＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額 × 約定給付率とします。

②加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	所得補償	団体長期障害所得補償	介護補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	○	○	○
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「基本級別」欄は正しくご記入いただいていますか?	○	—	—
□保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか?(平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*2がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*1の見直しを行ってください。)なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 ＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額 × 約定給付率とします。 ＊2「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。	○	○	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? ＊3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	○	○	○ *3
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○

③重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

④加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲は下記のとおりです。

加入対象者(被保険者：保険の対象となる方)の範囲		所得補償	介護補償	団体長期障害所得補償
(1)商工会会員 (2)商工会会員事業者の役員・従業員 (3)商工会の職員		○	○	○
(1)(2)(3)の方の家族	配偶者、お子様、ご両親 ご兄弟	△ (4)配偶者のみ(家事従事者に限る)	△ (5)両親、配偶者、配偶者の両親	—
	(1)(2)(3)の方と同居されているご親族の方	—	—	—

(1)商工会会員　(2)商工会会員事業者の役員・従業員　(3)商工会の職員　(4)「一年休業補償」のS2タイプは、(1)、(2)および(3)の方の配偶者(家事従事者に限る)が加入できます。
(5)「介護補償」は、(1)、(2)および(3)の方の両親、配偶者および配偶者の両親を含みます。

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。各補償内容のページをご確認ください。
※介護補償では、団体の構成員の方が、保険の対象となるご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。

■保険の対象となる方(被保険者)の範囲

ご加入いただける「型」は次のとおりです。
介護補償、所得補償、団体長期障害所得補償：本人型
保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、以下のとおりとなります。

	本人型
ご本人*1	○

＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
＊2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【「加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲」における用語の解説】
(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*3を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
(2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
＊3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

■健康状態告知事項

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書（兼告知書）「回答記入欄」にご記入ください。

※「告知の大切さに関するご案内」を必ずお読みください。

所得補償（一年休業補償）、団体長期障害所得補償（長期休業補償）にご加入の方

質問1　●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

- あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
- なし ↓

質問2　●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。

- あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
- なし ↓

質問3　告知日（ご記入日）より過去2年以内に

●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」と医師に診断されたことがありますか。

●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」のため、医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。

（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成

- 1つ以上あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
- 全てなし ↓

お引受けできます。
回答をご記入のうえ、ご署名ください。

加入者票（特定疾病等不担保特約補償対象外区分）・更新加入依頼書（健康状態告知書質問事項回答欄（補償対象外となる病気・症状））にア～エの表示がされている場合（特定疾病等不担保特約が付帯されている場合）、補償対象外となる病気・症状*1は各区分ごとに下表のとおりです。

別表　補償対象外となる病気・症状*1	
ア	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓）、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ	白内障、緑内障（告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

＊1 主治医が右表の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。
＊2 心房細動は補償の対象となります。

介護補償にご加入の方

質問

●以下（1）～（3）のいずれかに該当しますか。

（1）現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。

（2）今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。

（3）今までに、認知症、軽度認知障害（MCI）もしくはそれらの疑い　またはがん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます）で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。

●告知日（ご記入日）より過去2年以内に【A表】の病気であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気のため医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことはありますか。

（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

- 1つ以上あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
- 全てなし ↓

お引受けできます。　回答をご記入のうえ、ご署名*1ください。

＊1 ご署名欄下の注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

ご注意事項

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでもれなくご記入ください。
2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申し込みがあったものとして取扱います。

A表　お引受けできない病気

●肝硬変
●脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）　●脳しゅよう
●心筋梗塞　●心筋症　●心不全　●心房細動　●糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含みます）
●うつ病　●双極性障害（躁うつ病）　●統合失調症　●アルコール依存症
●パーキンソン病　●アルツハイマー病　●レビー小体病　●前頭側頭葉変性症　●ピック病
●（骨折歴を伴う）骨粗しょう症
●関節炎（リウマチ性、変形性）

告知の大切さに関するご案内

必ずお読みください。

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

＊1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金を**お受け取りいただけない**ことがあります。*2
※一括告知制度を採用している場合は、ご加入者の代表者が一括してご記入ください。

＊1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、両親、配偶者の両親）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
＊2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

告知いただく内容例は次のとおりです。

①入院または手術の有無（予定を含みます。）
②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要です。

●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
●過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
●過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。　**告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。**

●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
●告知すべき内容を後日思い出された場合には、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。
●所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。